

○安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱

平成20年3月31日

告示第27号

改正 平成23年3月31日告示第16号

平成24年6月18日告示第51号

平成28年4月1日告示第61号

平成30年4月1日告示第24号

(目的)

第1条 この要綱は、地区が自主的・主体的に行う活動に対し、活動に要する経費を補助金として交付し、もって「安心・元気なまちづくり」の実現に資することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、次に掲げる地区を単位として交付する。

- (1) 湊浜地区
- (2) 松ヶ浜地区
- (3) 菖蒲田浜地区
- (4) 花淵浜地区
- (5) 吉田浜地区
- (6) 代ヶ崎浜地区
- (7) 東宮浜地区
- (8) 要害地区
- (9) 御林地区
- (10) 境山地区（境山一丁目、二丁目）
- (11) 遠山地区（遠山一丁目～五丁目）
- (12) 汐見台（北）地区（汐見台一丁目～六丁目）
- (13) 汐見台（南）地区（汐見台南一丁目、二丁目）
- (14) 亦楽地区

(15) 笹山地区

(平28告示61・全改)

(交付対象事業等)

第3条 交付の対象となる事業は、住民の自由な発想と責任のもと、心豊かで活力のある、安心して暮らせる地域づくりの実現に資するものであり、地区住民の総意として地区総会において承認を得た事業とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- (1) 当該事業について他の補助を受けているもの
- (2) 地区運営に係る経常的経費
- (3) 地区財産の維持管理・修繕
- (4) 事業目的以外の備品購入又は主として飲食が目的であるもの
- (5) 事業効果が特定の団体や個人に生じるもの
- (6) その他補助金の交付が不相当と認められるもの

(平23告示16・一部改正)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内とし、1地区あたり30万円を上限とする。

2 補助金の交付期間は、単年度とする。

(交付の申請)

第5条 交付を受けようとする地区は、安心・元気な地域社会づくり補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業が地区総会で承認されたことを示す書類
- (2) 事業計画を示す書類
- (3) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定により申請を受け、補助金を交付することが適当であると認めるときは、安心・元気な地域社会づくり補助金交付決定通知書(様式第2号)により地区に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた地区は、事業内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに、安心・元気な地域社会づくり補助金事業変更(中止)届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付を受けた地区は、事業実績について、安心・元気な地域社会づくり補助金活動実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、当該補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施状況を示す書類
- (2) 収支精算書又はこれに代わる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(平23告示16・一部改正)

(書類の提出部数)

第9条 第5条、第7条及び前条の規定により町長に提出する書類の提出部数は、1部とする。

(平24告示51・一部改正)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、安心・元気な地域社会づくり補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項中地区総会にて承認を得ることに関する部分及び第5条第2項第1号の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(「しちがはま元気づくり支援事業」補助金交付要綱の廃止)

2 「しちがはま元気づくり支援事業」補助金交付要綱(平成16年七ヶ浜町告示第31号)は、廃止する。

(平成24年度における補助金の額の特例)

3 平成24年度に交付する補助金の額については、第4条第1項の規定にかかわらず、1地区あたり50万円を上限とする。

(平24告示51・追加)

附 則(平成23年3月31日告示第16号)

この告示は、平成23年3月31日から施行する。

附 則(平成24年6月18日告示第51号)

この告示は、平成24年6月18日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第61号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第24号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年度「安心・元気な地域社会づくり補助金」交付申請書

年 月 日

七ヶ浜町長 殿

地区名
代表区長(区長) ㊦

年度において、下記事業を実施したいので安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱の規定により、交付金 金 _____ 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 概要

3 添付書類

- (1) 事業が地区総会で承認されたことを示す書類
- (2) 実施計画書
- (3) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

年度「安心・元気な地域社会づくり補助金」交付決定通知書

第 号
年 月 日

地区
代表区長(区長) 殿

七ヶ浜町長

貴地区より申請のありました下記事業について、補助金を交付することが適当と認めましたので、安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱に基づき通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金申請額
- 3 交付決定額

様式第3号(第7条関係)

年度「安心・元気な地域社会づくり補助金」事業変更(中止)届

七ヶ浜町長

殿

地区名

代表区長(区長)

㊟

年 月 日付、第 号で交付決定通知のありました件について、下記のとおり事業の内容を変更(中止)したいので届け出します。

記

- 1 事業名
- 2 変更(中止)の理由
- 3 変更の内容(中止後の措置)

様式第4号(第8条関係)

年度「安心・元気な地域社会づくり補助金」活動実績報告書

年 月 日

七ヶ浜町長 殿

地区名
代表区長(区長) ㊦

年 月 日付、第 号で安心・元気な地域社会づくり補助金の交付決定の
ありました件について、下記のとおり事業を実施したので関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額及び精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円

3 活動終了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業の実施状況を示す書類
- (2) 収支精算書及びこれに代わる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)